

とくべつていがくきゅうふきん  
特別定額給付金 (¥100,000) をもらえる人が変わりました

いま rules  
今までのルール (2020年5月20日まで)

- ・新型コロナウイルスの影響で困っている人が多いので、日本政府は日本に住んでいる人みんなに「特別定額給付金」というお金をあげることになりました。
- ・お金は、1人¥100,000 もらえます。

＜お金がもらえる人＞

- ・2020年4月27日に日本に住んでいた人で、「住民票」がある人です。
- ・外国人（日本国籍がない人）も、お金がもらえます。
- ・2020年4月27日に生まれた赤ちゃんも、お金がもらえます。
- ・2020年4月28日より後に死んだ人も、お金がもらえます（一緒に住んでいる家族がもらいます。一人暮らしの人はもらえません）。
- ・例えば、家族が5人（お父さん、お母さん、子ども3人）の場合は、 $5人 \times ¥100,000 = ¥500,000$  もらえます。
- ・お金は、「世帯主」（=家族の代表者）がもらえます。

＜お金がもらえない人＞

- ・2020年4月27日に日本に住んでいなかった人は、お金がもらえません。
- ・2020年4月27日に日本に住んでいたけど、今はもう国へ帰っている人は、お金がもらえません。

せん (いちじきこくちゅう <sup>いちじきこくちゅう</sup> <sup>じゅうみんひょう</sup> <sup>ひと</sup>「住民票」がある人はもらえます)。

・外国人で、2020年4月27日にビザが切れていた人 (オーバーステイになっていた人) は、  
お金 <sup>かね</sup> がもらえません。

\* 外国人で、2020年4月27日にビザが「短期滞在」など、在留期間が3月 (90日) 以下の人は、お金 <sup>かね</sup> がもらえません (日本に住んでいても、「短期滞在」など、在留期間が3月 (90日) より短い人には「住民票」がありません)。

→このルール <sup>r u l e</sup> が、変わりました。次のページ <sup>つぎ p a g e</sup> で説明 <sup>せつめい</sup> します。

### <お金 <sup>かね</sup> をもらう方法 <sup>ほうほう</sup>>

- ・2020年4月27日に、あなたの「住民票」がある役所 <sup>やくしょ</sup> から、「住民票」に書いてある住所 <sup>じゅうしょ</sup> に郵便 <sup>ゆうびん</sup> で書類 <sup>しよるい</sup> が送られてきます。
- ・書類 <sup>しよるい</sup> に銀行口座 <sup>ぎんこう</sup> 等 <sup>こうざ</sup> を書いて、役所 <sup>やくしょ</sup> に郵便 <sup>ゆうびん</sup> で送 <sup>おく</sup> ってください。
- ・後 <sup>あと</sup> で、役所 <sup>やくしょ</sup> が銀行 <sup>ぎんこう</sup> か郵便局 <sup>ゆうびんきょく</sup> の口座 <sup>こうざ</sup> にお金 <sup>かね</sup> を振り込み <sup>ふ こ</sup> ます。
- ・お金 <sup>かね</sup> は、家族 <sup>かぞく</sup> の全員 <sup>ぜんいん</sup> 分 <sup>ぶん</sup> をまとめて「世帯主 <sup>せたいぬし</sup>」 (= 家族 <sup>かぞく</sup> の代表者 <sup>だいひょうしゃ</sup>) の口座 <sup>こうざ</sup> に振り込み <sup>ふ こ</sup> ます。

あたら rules  
**新しいルール (2020年5月21日から)**

- ・2020年5月20日に、入管は新型コロナウイルスで国に帰ることができない外国人のために、「短期滞在」や「特定活動 (2月や3月)」ビザの人を「特定活動 (6月)」に変えることができると言いました。まだ「短期滞在」の期間が残っている人でも、「特定活動 (6月)」に変えることができます。
- ・国に帰ることができない元・留学生は、1週間に28時間まで仕事をしてもいいことにしました。
- ・国に帰ることができない元・技能実習生等は、前と同じ職種で働くことができます。
- ・「家族滞在」ビザから「短期滞在」ビザに変えていた人は、「特定活動 (6月・就労不可)」に変えることができます。この場合、働くことはできませんが、「資格外活動許可」を申し込んで、許可が出たら、1週間に28時間まで働くことができます。
- ・「技能」ビザや「技術・人文知識・国際業務」ビザで働いていた人で、「短期滞在」ビザに変えた人は、働くことができません (一部、働くことができる人もいます)。

「短期滞在」ビザの人が「特定活動 (6月)」ビザになると、「特別定額給付金 (¥100,000)」がもらえます! 「短期滞在」ビザのままでは、¥100,000 はもらえません。

- ・難民認定を申し込んでいる人で、3か月より長く日本に滞在することができる人 (= 中長期在留者) に日本で赤ちゃんが生まれた場合、まだ赤ちゃんの「住民票」がなくても¥100,000 がもらえることになりました (難民認定を申し込んでいる人でも、日本

にすることができる期間が3か月より短い人は、その人も赤ちゃんも¥100,000がもらえませんが。

- ・ 難民認定を申し込んでいる人で、日本で赤ちゃんが生まれた人は、あなたの「難民認定申請書」と、あなたとその赤ちゃんが親子だとわかる物（「出生証明書」や「母子健康手帳」など）を、今住んでいるまちの役所に持って行ってください。

★ 「特定活動」ビザに変えることができた人が、「特別定額給付金（¥100,000）」を受け取るための方法は、住んでいるまちによって変わります。どうすればいいか、あなたが住んでいるまちの役所に聞いてください。

visa か ほうほう  
 <ビザを変える方法>

1) あなたは、下の例1～4のどれですか？ 1つ選んでください。

※「短期滞在」ビザから「特定活動」ビザに変える時、帰国するまでの間、日本で働きた  
いかどうかで、ビザの内容が変わりますので注意してください。

例1 前は「留学」ビザで、今は「短期滞在」ビザの人（働きたい人）

- ・「特定活動（アルバイト可・6月）」ビザに変えることができます。
- ・6か月間、日本にすることができます。
- ・働きたい人は、1週間に28時間まで働くことができます。

※2020年1月1日より後に学校を卒業した人だけです。それより前に卒業した人はビザを  
 変えることができません。

※まだ「留学」ビザの在留期間が残っている人で、「資格外活動許可」がある人（=  
 アルバイトができる人）は、「特定活動」ビザに変えなくても、1週間に28時間まで働  
 くことができます。

例2-1 前は「技能実習」ビザで、今は「短期滞在」ビザの人

- ・「特定活動（就労不可・6月）」ビザに変えることができます。
- ・6か月間、日本にすることができます。
- ・日本で働くことはできません。

**例 2-2** まえ ぎのう visa かぞくたいがい visa 例 1 と 例 2-1 以外だった人 (国に帰る

までの間、日本で働きたくない人も同じです。)

- ・「特定活動 (就労不可・6月)」ビザに変えることができます。
- ・6か月間、日本にいます。
- ・日本で働くことはできません。

※前は「技能」ビザで、今「短期滞在」ビザの人が、もう一度、「技能」ビザに戻りたい場合

は、まず仕事をみつけてください。仕事が見つかったら、「技能」ビザを申し込むときに

必要な書類を持って、入管に申し込んでください。許可が出たら、「技能」のビザがも

らえて、前と同じ職種で働くことができるようになります。「技能」ビザに戻りたくな

い場合は、「特定活動 (就労不可・6月)」に変わります。仕事やアルバイトはできません。

※前は「家族滞在」ビザで、今「短期滞在」ビザの人が、国に帰るまでの間、日本で働

きたい人は、「資格外活動許可」をもらえる場合があります (必ずもらえるわけではあり

ません)。もし、許可をもらえたら、1週間に28時間までアルバイトをすることができます。

**例 3** まえ ぎのうじっしゅう visa いま とくていかつどう しゅうろうか つき visa ひと

- ・「特定活動 (就労可・6月)」ビザに変えることができます。
- ・6か月間、日本にいます。
- ・前と同じ職種で働くことができます。

※ビザを<sup>visa</sup>かえることができるのは、「<sup>とくていかつどう</sup>特定活動」ビザの人でも、「<sup>i n t e r n s h i p</sup>インターンシップ」、  
「<sup>がいこくじんけんせつしゅうろうしや</sup>外国人建設就労者」、<sup>がいこくじんぞうせんしゅうろうしや</sup>「外国人造船就労者」、<sup>せいぞうぎょうがいこくじゅうぎょういん</sup>「<sup>ひと</sup>製造業外国従業員」の人だけです。  
「<sup>w o r k i n g h o l i d a y</sup>ワーキングホリデー」など、<sup>ほか</sup>他の活動の人は「<sup>とくていかつどう</sup>特定活動 (就労可・<sup>つき</sup>6月)」に<sup>か</sup>変えることができません。

**例 4** <sup>なんみんにんてい</sup> 難民認定を<sup>もう</sup>申し込んで<sup>ひと</sup>いる人で、<sup>にほん</sup>日本で<sup>あか</sup>赤ちゃんが<sup>う</sup>生まれた<sup>ひと</sup>人

・<sup>あか</sup>赤ちゃんが<sup>う</sup>生まれたら、<sup>にゅうかん</sup>入管で<sup>なんみんにんてい</sup>難民認定の<sup>もう</sup>申し込みを<sup>こ</sup>してください。

2) <sup>にゅうかん</sup>入管で<sup>visa</sup>ビザを<sup>か</sup>変えるための<sup>もう</sup>申し込みを<sup>こ</sup>しましょう。

\* <sup>じゅうみんひょう</sup>住民票がある人は、<sup>じゅうみんひょう</sup>住民票に<sup>か</sup>書いてある<sup>じゅうしょ</sup>住所の<sup>にゅうかん</sup>入管に<sup>もう</sup>申し込みを<sup>こ</sup>します。<sup>じゅうみんひょう</sup>住民票  
がない人 (「<sup>ひと</sup>短期滞在」<sup>visa</sup>ビザの人) は、<sup>います</sup>今<sup>ちか</sup>住んでいるところの<sup>にゅうかん</sup>近くの<sup>もう</sup>入管に<sup>こ</sup>申し込みを  
します。

・<sup>とうきょう</sup>東京<sup>にゅうかん</sup>入管で<sup>もう</sup>申し込みを<sup>ひと</sup>する人は、P. 8 ~ P. 1 4 を<sup>み</sup>見てください。

・<sup>とうきょう</sup>東京<sup>いがい</sup>以外<sup>にゅうかん</sup>の入管で<sup>もう</sup>申し込みを<sup>ひと</sup>する人は、P. 1 5 ~ P. 1 7 を<sup>み</sup>見てください。

A. 東京入管で申し込みをする人

- 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

に住んでいる人は、東京入管に申し込みをします。

- 直接東京入管に行っても申し込みはできません。書類を郵便で東京入管に送ります。

\* 今、「技能実習」ビザの人と、「特定活動」ビザで「インターンシップ」と

「製造業外国人従業員」の人は、郵便ではなく、直接、東京入管に行って申し込み  
んでください。

●必要な書類と、それを送るところ

- 留学生や、元・留学生、その家族などの人は、P.9～P.11を見てください。
- 技能実習生や、元・技能実習生の人は、P.12～P.14を見てください。

《留学生の人、元・留学生の人、その家族、その他で、もう日本では働かない人》

\* 今、「留学」、「短期滞在（90日）」、「家族滞在」の人

◆必要な書類（下の URL からダウンロードできます）

①在留資格変更許可申請書

\* 必ず、あなたの顔写真を貼ってください。

<http://www.moj.go.jp/content/001290191.xlsx>

②「提出書類チェックリスト」と、そのチェックリストに書いてあるもの

<http://www.moj.go.jp/content/001320106.pdf>

③日本に残って生活するためのお金があることがわかるもの

（例）通帳のコピー、など

④国に帰ることが難しい理由がわかるもの

（例）母国の大使館がウェブサイトに掲載している、日本からの帰国を拒否する文書等

◆①～④を送るところ

〒108-8255

東京都港区港南5-5-30

東京出入国在留管理局 留学審査部門（特定活動申請担当） 行

\* 書類を送る日と、あなたの名前を書いてください。

（<sup>した</sup>下のものを<sup>c o p y</sup>コピーして<sup>つか</sup>使ってもいいです）

〒108-8255

東京都港区港南5-5-30

東京出入国在留管理局留学審査部門

（特定活動申請担当） 行

【特定活動関係書類在中】

郵送年月日：2020年 月 日

申請人氏名：

◆<sup>もう</sup>申し込みの<sup>けっか</sup>結果の<sup>う</sup>受け取り方<sup>かた</sup>

・<sup>ゆうびん</sup>郵便で<sup>もう</sup>申し込んだ<sup>ひと</sup>人には、<sup>とうきょうにゆうかん</sup>東京入管<sup>と</sup>に取りに行く<sup>ひ</sup>日を<sup>れんらく</sup>連絡<sup>し</sup>ます。<sup>き</sup>決めた<sup>ひ</sup>日に、<sup>とうきょう</sup>東京  
<sup>にゆうかん</sup>入管<sup>と</sup>に取り<sup>き</sup>に来て<sup>ください</sup>。

・<sup>よこはましきよく</sup>横浜市局や<sup>しゅつちやうしよ</sup>出張所<sup>い</sup>に行って<sup>もう</sup>申し込んだ<sup>ひと</sup>人は、<sup>ひ</sup>その日に<sup>けっか</sup>結果<sup>し</sup>をお知らせ<sup>し</sup>ます。もし、  
<sup>ひ</sup>その日に<sup>けっか</sup>結果<sup>し</sup>をお知らせ<sup>でき</sup>ない<sup>とき</sup>時は、<sup>いつ</sup>いつ<sup>し</sup>お知らせ<sup>でき</sup>るか<sup>い</sup>を<sup>い</sup>言います<sup>ので</sup>、<sup>ひ</sup>その日  
<sup>と</sup>にまた<sup>き</sup>取り<sup>き</sup>に来て<sup>ください</sup>。

◆<sup>ゆうそううけつけきかん</sup>郵送受付期間

・<sup>ゆうびん</sup>郵便で<sup>もう</sup>申し込む<sup>ひと</sup>人は、2020年6月30日までに届く（必着） <sup>ひつちやく</sup>ように<sup>してください</sup>。  
(<sup>がつ</sup>6月30日<sup>にち</sup>より<sup>あと</sup>後に<sup>もう</sup>申し込む<sup>ひと</sup>人は、<sup>ちよくせつ</sup>直接、<sup>にゆうかん</sup>入管<sup>に</sup>行って<sup>ください</sup>。)

◆<sup>ゆうびん</sup>郵便で<sup>おく</sup>送るときに<sup>ちゆうい</sup>注意<sup>すること</sup>

①<sup>ゆうびんきょく</sup>郵便局<sup>い</sup>に行って、「<sup>かんいかきとめゆうびん</sup>簡易書留郵便」<sup>おく</sup>で<sup>おく</sup>送<sup>ってください</sup>。

②<sup>ふうとう</sup>封筒に「<sup>とくていかつどうかんけいしよるいざいちゆう</sup>特定活動関係書類在中」と<sup>か</sup>書<sup>いて</sup>ください。

③ 1つの封筒に2人以上の申し込み書類を入れるときは、封筒の中に申し込みをする人の

「国籍・地域、名前、パスポートの番号」を書いた紙を入れて、封筒に「複数申請書在中」

と書いてください（それが難しい時は、1人ずつ別の封筒に入れて送ってください）。

④ 入管が決めた日に、入管に在留カードを取りに来ることができない時は、お知らせの

紙に書いてある連絡先に電話してください。熱があるときや、体の調子が悪い時は、

入管に来ないでください。

※前は「家族滞在」ビザで、今「短期滞在」ビザの人が、「特定活動（就労不可・6月）」の

ビザをもらうことができたなら、その後で「資格外活動許可」をもらえる場合があります

（必ずもらえるわけではありません）。もし、「資格外活動許可」をもらえたら、1週間

に28時間までアルバイトをすることができます。「特定活動（就労不可・6月）」のビザ

がもらった後、アルバイトをしたい人は入管に「資格外活動許可」を申し込んでくださ

い。

ぎのうじっしゅうせいなど もと ぎのうじっしゅうせいなど にほん はたら ひと  
《技能実習生等、元・技能実習生等で、日本で働きたい人》

いま たんきたいざい 90 にち とくていかつどう つき ひと とくていかつどう がいこくじんけんせつしゅうろうしゃ  
\* 今、「短期滞在(90日)」か、「特定活動(3月)」の人です。「特定活動」の「外国人建設就労者」

がいこくじんぞうせんしゅうろうしゃ おな  
と「外国人造船就労者」も同じです。

◆必要な書類（下の URL からダウンロードできます。）

①在留資格変更許可申請書（在留資格を変えたい人）

かなら 必ず、あなたの顔写真を貼ってください。

<http://www.moj.go.jp/content/001290195.xlsx>

または、在留期間更新許可申請書（在留期間を長くしたい人）

かなら 必ず、あなたの顔写真を貼ってください。

<http://www.moj.go.jp/content/001290238.xlsx>

②「提出書類チェックリスト」と、そのチェックリストに書いてあるもの

<http://www.moj.go.jp/content/001320107.pdf>

◆①～②を送るところ

〒135-0064

東京都江東区青海2-7-11

とうきょうしゅつにゆうこくざいりゅうかんりきょく ざいりゅうかんりじょうほうぶもん おだいばぶんしつ とくていかつどうしんせいたんとう いき  
東京出入国在留管理局 在留管理情報部門 おだいば分室（特定活動申請担当）行

書類を送る日と、あなたの名前を書いてください。

した  
(下のものをコピーして使ってもいいです)

〒135-0064

東京都江東区青海2-7-11

東京出入国在留管理局在留管理情報部門

おだいば分室（特定活動申請担当）行

【特定活動関係書類在中】

郵送年月日：2020年 月 日

申請人氏名：

◆申し込みの結果の受け取り方

- 郵便で申し込んだ人には、入管から郵便で在留カードを送ります。入管に取りに来なくていいです。

◆郵送受付期間

- 郵便で申し込む人は、2020年6月30日までに届く（必着）ようにしてください。

(6月30日より後に申し込む人は、直接、入管に行ってください。)

◆郵便で送るときに注意すること

①郵便局に行って、「簡易書留郵便」で送ってください。

②封筒に「特定活動関係書類在中」と書いてください。

③1つの封筒に2人以上の申し込み書類を入れるときは、封筒の中に申し込みをする人の

「国籍・地域、名前、パスポートの番号」を書いた紙を入れて、封筒に「複数申請書在中」

と書いてください（それが難しい時は、1人ずつ別の封筒に入れて送ってください）。

④ 今、<sup>いま</sup>「<sup>ぎのうじっしゅう</sup>技能実習」ビザ<sup>visa</sup>の人<sup>ひと</sup>や、「<sup>とくていかつどう</sup>特定活動」ビザ<sup>visa</sup>で「<sup>i n t e r n s h i p</sup>インターンシップ」と

「<sup>せいぞうぎょうがいこくじんじゅうぎょういん</sup>製造業外国人従業員」<sup>ひと</sup>の人などは、<sup>ゆうびん</sup>郵便ではなく、<sup>ちよくせつ</sup>直接、<sup>にゅうかん</sup>入管<sup>い</sup>に行って<sup>もう</sup>申し込<sup>こ</sup>ん

てください。もし<sup>まち</sup>間違<sup>ゆうびん</sup>って郵便<sup>おく</sup>で送<sup>う</sup>っても、<sup>う</sup>受け付<sup>つ</sup>けません。

⑤ <sup>にゅうかん</sup>入管<sup>き</sup>が決<sup>ひ</sup>めた日<sup>に</sup>、<sup>にゅうかん</sup>入管<sup>ざいりゅう</sup>に在留<sup>card</sup>カード<sup>と</sup>を取り<sup>く</sup>に来<sup>とき</sup>ることができ<sup>し</sup>ない時<sup>は</sup>、お知<sup>し</sup>らせの

<sup>かみ</sup>紙<sup>か</sup>に書<sup>れんらく</sup>いてある<sup>きき</sup>連絡先<sup>でんわ</sup>に電話<sup>ねつ</sup>してください。熱<sup>からだ</sup>がある<sup>ちようし</sup>ときや、体<sup>わる</sup>の調子<sup>とき</sup>が悪<sup>とき</sup>い時は、

<sup>にゅうかん</sup>入管<sup>こ</sup>に来<sup>こ</sup>ないでください。

B. 東京以外の入管で申し込みをする人

- あなたが今住んでいる近くの入管に行って申し込みをします。郵便では、申し込みができません。

• 留学生や、元・留学生、その家族などの人は、このページ (P.15) を見てください。

• 技能実習生や、元・技能実習生の人は、P.17 を見てください。

《留学生の人、元・留学生の人、その家族、その他で、もう日本では働かない人》

\* 今、「留学」、「短期滞在 (90日)」、「家族滞在」の人

◆ 入管に持って行く物 (下の URL からダウンロードできます)

① 在留資格変更許可申請書

\* 必ず、あなたの顔写真を貼ってください。

<http://www.moj.go.jp/content/001290191.xlsx>

② 「提出書類チェックリスト」と、そのチェックリストに書いてあるもの

<http://www.moj.go.jp/content/001320450.pdf>

③ 日本に残って生活するためのお金があることがわかるもの

(例) 通帳のコピー、など

④ 国に帰ることが難しい理由がわかるもの

(例) 母国の大使館がウェブサイトに掲載している、日本からの帰国を拒否する文書等

◆<sup>もう</sup>申し込みの<sup>こ</sup>結果の<sup>けっか</sup>受け取り<sup>う</sup>方<sup>と</sup><sup>かた</sup>

- ・<sup>ちよくせつ</sup>直接、<sup>にゆうかん</sup>入管<sup>い</sup>に行って<sup>もう</sup>申し込<sup>こ</sup>んだ<sup>ひと</sup>人は、その<sup>ひ</sup>日に<sup>けっか</sup>結果<sup>し</sup>をお知らせ<sup>ひ</sup>します。もし、その<sup>ひ</sup>日に<sup>けっか</sup>結果<sup>し</sup>をお知らせ<sup>とき</sup>できない<sup>とき</sup>時は、いつ<sup>し</sup>お知らせ<sup>い</sup>できるかを<sup>い</sup>言いますので、その<sup>ひ</sup>日にまた<sup>と</sup>取り<sup>き</sup>に来て<sup>き</sup>てください。

ぎのうじっしゅうせいなど もと ぎのうじっしゅうせいなど にほん はたら ひと  
《技能実習生等、元・技能実習生等で、日本で働きたい人》

いま たんきたいざい にち とくていかつどう つき ひと とくていかつどう がいこくじんけんせつしゅうろうしゃ  
\* 今、「短期滞在(90日)」か、「特定活動(3月)」の人です。「特定活動」の「外国人建設就労者」  
と「外国人造船就労者」も同じです。

◆入管に持って行く物（下の URL からダウンロードできます。）

①在留資格変更許可申請書（在留資格を変えたい人）

かなら 必ず、あなたの顔写真を貼ってください。

<http://www.moj.go.jp/content/001290195.xlsx>

または、在留期間更新許可申請書（在留期間を長くしたい人）

かなら 必ず、あなたの顔写真を貼ってください。

<http://www.moj.go.jp/content/001290238.xlsx>

②「提出書類チェックリスト」と、そのチェックリストに書いてあるもの

<http://www.moj.go.jp/content/001320107.pdf>

◆申し込みの結果の受け取り方

- ・直接、入管に行き行って申し込んだ人は、その日に結果をお知らせします。もし、その日に結果をお知らせできないときは、いつお知らせできるかを言いますので、その日にまた取りに来てください。

かんしゅう ほうじんいじゅうしゃ れんたい ぜんこく いじゅうれん  
【監修】NPO法人移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）

さくせい ほうじんたぶんかきょうせい ぜんこくきょうぎかい  
【作成】NPO法人多文化共生マネージャー全国協議会（NPO タブマネ）